2021年4月12日

新設分割に係る事前開示書面
（会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項）

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
ＤＭＧ森精機株式会社
代表取締役社長　森　雅彦

当社は、2021年3月29日付新設分割計画書に基づき、2021年4月30日を効力発生日として、ＤＭＧ森精機プレシジョンコンポーネンツ株式会社（以下「新設会社」という）を新たに設立し、当社の工作機械のユニット部品製造事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という）を行うことといたしました。

本新設分割に関して、当社が会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づき開示すべき事項は、次のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容

別紙のとおりです。

2. 本新設分割の対価の定めの相当性に関する事項

(1) 本新設分割に際して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して株式2,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。本新設分割は、当社が単独で行うものであり、新設会社が発行する株式数は、当社において任意に定めることができるものと考えられます。新設会社の効率的な管理等を考慮し、上記の割当て株式数が相当であると判断しております。

(2) 新設会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策及び事業戦略を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第3条に定めるとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当する事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

新設会社は債務を承継しないこと及び当社は、本新設分割の効力発生日以降に履行すべき債務の履行を担保するのに足りる資産を有しており、債務の履行の見込について問題はないものと判断しております。

以上

別紙

新設分割計画書

DMG 森精機株式会社（以下、「甲」という。）は、甲の工作機械向けユニット部品の加工及び組立事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新設分割により設立する DMG 森精機プレシジョンコンポーネンツ株式会社（以下、「乙」という。）に承継させることに関し、以下のとおり計画する。

第 1 条（定款）

乙の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める項目の概要は、以下のとおりとする。

（1）目的

①機械及び機械部品の製造及び販売

②機械及び機械部品の加工及び修理

③前各号に付帯関連する一切の業務

（2）商号

DMG 森精機プレシジョンコンポーネンツ株式会社

（3）本店所在地

三重県伊賀市御代 201 番地

（4）発行可能株式総数

8,000 株

なお、乙の定款の規程は別紙「新会社の定款」記載のとおりとする。

第 2 条（株式の割当て）

乙は、新設分割に際して株式 2,000 株を発行し、これを甲に交付する。

第 3 条（設立時資本金等）

乙の設立時の資本金等の額は、次のとおりとする。

1．資本金の額　金 1 億円

2．資本準備金の額　金 0 円

3．利益準備金の額　金 0 円

4．任意積立金その他の留保利益　金 0 円

第 4 条（設立時役員）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役　森　雅彦

設立時取締役　玉井　宏明

設立時取締役　堀井　賢治

設立時取締役　中務　陽介

設立時監査役　川山　登志雄

第 5 条（分割期日）

分割をなすべき時期（以下、「分割期日」という。）は、2021 年 4 月 30 日とする。ただし、新設分割手続の進行に応じて必要があるときは、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

第 6 条（承継する権利義務）

乙は、新設分割により、次のとおり本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲より承継する。

（1）資産、債務及びこれに付随する権利義務

乙は、別紙「承継資産明細表」に記載の本件事業に関する資産及びこれに付随する権利を承継し、本件事業に関する債務及び承継する資産に付随する義務は一切承継しないものとする。

（2）雇用契約

乙は、分割期日において本件事業に従事する甲の従業員との間の雇用契約を承継しないものとする。ただし、当該従業員は甲から乙へ出向するものとする。

第 7 条（交付する社債等）

乙は、設立に際して、甲に対し、社債、新株予約権、新株予約権付社債は交付しないものとする。

第 8 条（交付する新株予約権）

乙は、設立に際して、甲の新株予約権者に対し、新株予約権は交付しないものとする。

第 9 条（簡易分割）

甲は、会社法第 805 条の規定により、株主総会の承認を得ないで新設分割を行う。

第 10 条（規定外条項）

本計画に定めるもののほか、新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

上記計画を証するため、本書を作成する。

以上

2021 年 3 月 29 日

奈良県大和郡山市北郡山町 106 番地
DMG 森精機株式会社
代表取締役社長　　森　雅彦

別紙１　定款

ＤＭＧ森精機プレシジョンコンポーネンツ株式会社定款

第１章　総　　則

（商号）

第１条　当会社はＤＭＧ森精機プレシジョンコンポーネンツ株式会社と称する。

２．当会社の英文社名は、DMG MORI Precision Components CO., LTD. と称する。

（目的）

第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

① 機械及び機械部品の製造及び販売

② 機械及び機械部品の加工及び修理

③ 前号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は本店を三重県伊賀市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、8,000 株とする。

（株券の発行）

第６条　当会社の株式については、株券を発行しないものとする。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第８条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同して当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

２．前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第９条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求しようとするときは、当会社所定の書式による請求書に株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（株券の再発行）
第１０条　株券の再発行を請求しようとするときは、当会社所定の書式による請求書に次のいずれかの書類を添えて当会社に提出しなければならない。

① 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。
② 株券の分割、併合、汚損等の事由によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による申請書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。但し、汚損の程度が株券の真偽判別困難である場合には前号の喪失の規定による。

（株主の住所等の届出）
第１１条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

（基準日）
第１２条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２．前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章　株　主　総　会

（招集）
第１３条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

（議長）
第１４条　株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に差支えあるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。

（決議の方法）
第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主議決権の過半数をもって行う。
会社法第３０９条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。
２．株主は議決権を行使することができる他の出席株主を代理人として議決権を行使することができる。

（議事録）
第１６条　株主総会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第4章　取 締 役、代 表 取 締 役 及 び 監 査 役

（機関及び員数）
第１７条　当会社は取締役会を置き、取締役の員数は１０名以内とする。
２．当会社は監査役を置き、監査役の員数は３名以内とする。

（選任の方法）
第１８条　取締役及び監査役は株主総会において選任する。

２．　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．　取締役の選任決議については累積投票によらない。

（任期）
第１９条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
２．　補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
３．　補欠により選任した監査役の任期は前任者の残任期間とする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２０条　取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定する。
２．　取締役会の決議により、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（報酬等及び退職慰労金）
第２１条　取締役および監査役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会において定める。

（監査役の権限の範囲）
第２２条　監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

第5章　取 締 役 会

（取締役会）
第２３条　取締役は取締役会を組織し、取締役会は法令及び本定款の定めるところにより、会社の業務執行に関する重要事項を決する。

（招集及び議長）
第２４条　取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に差支えあるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。
２．　取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。

（決議）
第２５条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議等の省略）
第２６条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第２７条　取締役会における議事の経過の要領及び結果は議事録に記載し、出席した取締役が記名押印して当会社に保管する。

第6章　計　　算

（事業年度）

第２８条　　当会社は毎年１月１日から 12 月 31 日までを事業年度とし、事業年度末日を決算期とする。

（剰余金の配当等）

第２９条　　当会社は毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式録質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

２．　当会社は、取締役会の決議により、毎年６月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

３．　期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

４．　期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

附　　則

（設立に際して発行する株式）

第１条　当会社の設立に際して発行する株式は 2,000 株とする。

（最初の事業年度）

第２条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和３年 12 月 31 日までとする。

以上

別紙２ 承継資産明細表

承継資産明細表

乙は、甲から、分割効力発生日において本件事業に属する以下の資産、債務、その他の権利義務を承継する。

１ 資産

(1) 流動資産

本件事業にかかる現金。

(2) 固定資産

本件事業にかかる建屋、機械設備、車両運搬具、工具器具備品、ソフトウエア。

２ 負債

承継しない。

３ その他の権利義務

承継しない。

以 上